

スマートメーター通信機能基本仕様
に関する意見募集
募集要領

平成24年3月

原子力損害賠償支援機構
東京電力株式会社

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震により、当社の原子力発電所をはじめとした設備等が大きな被害を受けるなかで、立地地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことに対し、心よりお詫び申し上げます。

また、原子力発電所の停止に伴う計画停電の実施により、東京電力供給エリア内の皆さまに対し、多大なご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故に関し、4 月 17 日、事故の収束に向けた道筋を取りまとめ、7 月 19 日に、ステップ 1 の目標「放射線量が着実に減少傾向となっていること」を達成いたしました。その後、12 月 16 日に、ステップ 2 の目標「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられていること」の達成を確認いたしました。

また、12 月 21 日に、福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップを取りまとめました。プラントの安定状態の維持に取り組むとともに、1～4 号機の廃止措置に向けて必要な措置を中長期にわたって進めていくことにより、避難されている方々のご帰宅の実現および国民の皆さまが安心して生活いただけるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

東京電力株式会社

1.意見募集の趣旨

(1) はじめに

原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」）と東京電力株式会社（以下、「東京電力」）は、「改革推進のアクションプラン」（平成 23 年 12 月 9 日公表）を実行に移し、その中で「ピーク需要抑制策の検討・実行」についてスマートメーターを活用したピーク需要抑制のあり方の検討を進めているところです。また、国家戦略室のエネルギー環境会議より公表された「当面の需給安定策」（平成 23 年 7 月 29 日公表）においても、今後 5 年以内に総需要の 8 割をスマートメーター化する目標が設定されております。

両者は、その一環として、スマートメーターに対する国内外の意見を反映することにより、仕様の最適化を図り、調達コストの低減に寄与する意見募集を実施致します。

両者は、本取り組みを通じ、将来の設備投資削減等のさらなる経営効率化を進めてまいります。

(2) 東京電力におけるこれまでのスマートメーター検討経緯

2006 年度より、計器工事における作業安全の確保および高機能で低価格の電子式電力量計の開発を行ってきました。

自動検針計画の実施に伴い、2010 年 10 月から東京都小平市内において約 1200 台の電子式電力量計を用いた自動検針実証試験を行っております。

2.スマートメーターの定義

2.1 スマートメーターの定義

東京電力での検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や、遠隔開閉機能を有した電子式メーターをスマートメーターとして定義し、スマートメーターを計量器と通信ユニットに区分します。

3.意見募集の概要

3.1 意見募集の対象

○スマートメーター通信機能基本仕様

※基本仕様は、現時点における東京電力の「スマートメーター通信ネットワーク検討の前提となる通信ネットワークやスマートメーターに求める機能等に関する基本的な考え方」をまとめたものです。

3.2 募集する意見

今回の意見募集にあたっては、技術仕様に限らず、通信ネットワークの前提条件についても意見を募集いたします。また、技術的見地から考慮すべき事項やより効率的に実現するための機能・方法、コスト削減、品質や機能の向上、業務の効率性

等に寄与する具体的なご意見・ご提案をコンセプトベースのものも含めて幅広く募集致します。

なお、基本仕様では通信ネットワークに関する考えをまとめておりますが、スマートメーターの計量器と通信ユニットの双方に関わるご意見、その他メータリング関連システム全般についても今回の意見募集において承ります。

コスト削減や構築及び運用の効率性などに寄与するアイデア・意見については、積極的に仕様に反映いたします。

ご提出いただきましたご意見、氏名（企業・団体にあつてはその名称）について、後日公表する場合がありますことをご了承ください。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

なお、提案頂いた内容について、適宜お問い合わせをすることがございますので、あらかじめご了承ください。

3.3 意見提出をお願いしたい方

情報通信技術に対して高い知見を有する企業・個人の方からのご意見・ご提案をお願いしたいと考えております。なお、意見提出にあたって必要な資格・要件等の条件を設けるものではありません。

3.4 意見募集期間

平成 24 年 3 月 21 日（水）～ 4 月 20 日（金）

3.5 意見提出方法

ご意見は指定の様式【添付（3）】に記入の上、下記のメールアドレス宛に電子メールで提出をお願いいたします。

ご提出いただく意見は、日本語または英語での提出をお願い致します。なお、英語で提案される場合には、必ず日本語のサマリー（要約版）の添付をお願い致します。また、図表、参考資料等の添付は自由とさせていただきます。

メールアドレス：tepcosmartcom@tepcoco.jp

3.6 提出された意見の評価

提出いただきましたご意見を基に、通信品質・機能向上の実現性、当該意見を反映した場合の各種機能に与える影響、コストへの影響等を勘案し、東京電力が機構と協議の上、基本仕様への反映等について検討してまいります。

3.7 提出された意見への回答

ご提出いただいた意見に対する回答は、準備が整い次第、ホームページにて公表を予定しております。

なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじ

め、その旨を御了承下さいますようお願いいたします。

4.情報の取り扱い等について

4.1 特許、知的財産の取扱い

意見募集にあたっては以下の点に、ご注意ください。

- ・ 提案者、機構及び東京電力は、提案頂く意見の内容について、将来の活動を制限されるものではありません。
- ・ 特許出願など、提案頂く意見に関係する知的財産権の保護については、提案者の責任において行って頂きますようお願いいたします。
- ・ スマートメーター通信機能の仕様として採用された意見に提案者保有の特許権、実用新案権、意匠権その他の知的財産権が含まれる場合、当該スマートメーター通信ユニットに係る調達において、非差別的かつ合理的な条件により調達先となる企業へ許諾していただきます。なお、具体的な条件については協議をさせていただきます。
- ・ 提案に際して提出頂いた著作物については、機構及び東京電力が仕様検討の目的で無償にて利用させていただきます。

4.2 個人情報の取扱い

取得した個人情報については、意見募集に係る事務処理に利用する他、国等の行政機関への報告や意見募集に関する公表資料に利用することがあります。

5.その他

5.1 今後の予定

今回の意見募集を踏まえて策定された基本仕様（スマートメーター通信ネットワーク検討の前提条件や、通信方式選定の考え方等）に基づいて、実際の通信方式等を決定するためには、本格展開を前提とした技術実証試験等を行う必要があります。

したがって、今回の意見募集において提案された技術のうち、コスト、機能、品質等の面で優位性が認められる可能性の高い技術に関して、今後、実証試験を含めた更に詳細な提案依頼（RFP [Request For Proposal]）を行う予定です。

実証試験において優位性が認められた技術については、本格導入に向けた準備に入ることになります。

5.2 留意事項

- ① 機構及び東京電力が提示する資料については、意見提出に係る検討以外の目的で使用する事や、機構及び東京電力の許可なく転載することはできません。

- ② 提出書類の変更及び返却は致しません。
- ③ 意見提出に関して必要な費用については、応募者のご負担とさせていただきます。
- ④ 次のいずれかに該当する場合には、いただいた意見を原則無効とさせていただきます。
 - (ア) 提出期限を過ぎて意見が提出された場合
 - (イ) 提出意見に虚偽の記載があった場合
 - (ウ) 本募集要領その他関連法令に違反すると認められる場合

以上

東京電力株式会社 意見募集担当 宛て

「スマートメーター通信機能基本仕様に対する意見」

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記して下さい。)	
・意見内容	
・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	